



どうしたらよいかわからない、つらい気持ち、
ひとりで抱えていませんか。

各種相談窓口

秘密は
守ります。

(公社) ぎふ犯罪被害者支援センター 電話相談、面接相談、警察・検察庁・裁判所・医療機関等の付添いなど	0120-968-783 平日10:00～16:00
岐阜県警察本部 犯罪被害者相談室 犯罪被害者支援(再被害防止、犯罪被害給付制度など)	0120-870-783 携帯の方は 058-277-3783
岐阜県県民生活相談センター 各種届出窓口や個別相談窓口がわからない場合の案内	058-277-1001 平日8:30～17:00

市町村総合的相談窓口

岐阜市地域安全推進課	058-214-4963	岐南町総務課	058-247-1360
大垣市危機管理室	0584-47-7385	笠松町総務課	058-388-1111
高山市協働推進課	0577-35-3412	養老町総務課	0584-32-1101
多治見市くらし人権課	0572-22-1134	垂井町企画調整課	0584-22-1152
関市福祉政策課	0575-23-7798	関ヶ原町総務課	0584-43-1110
中津川市防災安全課	0573-66-1111(内線162)	神戸町総務課	0584-27-0171
美濃市総務課	0575-33-1122(内線322)	輪之内町危機管理課	0584-69-3117
瑞浪市生活安全課	0572-68-9748	安八町総務課	0584-64-7100
羽島市生活安全課	058-392-1111(内線2152)	揖斐川町総務課	0585-22-2111
恵那市危機管理課	0573-26-2111	大野町総務課	0585-34-1111
美濃加茂市防災安全課	0574-25-2111	池田町総務課	0585-45-3111
土岐市生活環境課	0572-54-1111(内線171)	北方町総務危機管理課	058-323-1111
各務原市まちづくり推進課	058-383-1884	坂祝町総務課	0574-66-2401
可児市防災安全課	0574-62-1111(内線3445)	富加町総務課	0574-54-2111
山県市総務課	0581-22-6820	川辺町総務課	0574-53-2511
瑞穂市市民協働安全課	058-327-4130	七宗町健康福祉課	0574-48-1112
飛騨市地域包括ケア課	0577-73-6233	八百津町防災安全室	0574-43-2111
本巣市総務課	0581-34-5020	白川町総務課	0574-72-1311
郡上市総務課	0575-67-1832	東白川村総務課	0574-78-3111
下呂市危機管理課	0576-24-2222(内線272)	御嵩町総務防災課	0574-67-2111
海津市市民活動推進課	0584-53-3194	白川村村民課	05769-6-1311



犯罪被害者等支援シンボル
マーク「ギョットちゃん」

犯罪によって、傷付けられたあなたを
ひとりにしない、させない社会にするために
安心して暮らすことができるように

岐阜県 犯罪被害者等支援計画

精神的なこと

事件のことを思い出して
不安になったり、
落ち込んだりしてしまう…

眠れない、食欲がない…

日常生活のこと

体調を崩して、家族の
世話や家事ができない…

自宅で被害に遭い、
怖くて住み続けられない…

経済的なこと

医療費や弁護士費用など
多額の出費が心配…

仕事を続けられず、収入が
無くなってしまう…

周囲の人の言動

真実でないことを噂され
ている…

マスコミからの配慮のない
取材や報道で傷付いた…

誰もが、ある日突然、 犯罪被害者となるかも しれません

犯罪の被害にあうと、心や体、
財産などへの直接の被害のほか、
いろいろな困りごとが生じてきます



ひとりひとりが寄り添う気持ちを持つことが大切です。

知ってもらいたい、
犯罪被害者や
その家族のことを

大切な人、大切なものを奪われたり、
傷付けられたりして、
普段の生活や仕事が思うように
できないこともあります。

知ってもらいたい、
二次的被害^(※)
について

興味本位からの無責任な噂話はやめて、
普段どおり側において、
話を聞いてください。

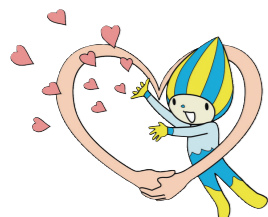
※二次的被害とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲からの配慮のない言動やインターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不要、名誉の毀損やその他の被害のことで、いわゆる二次被害のことです。

知ってもらいたい、
相談窓口があることを

TEL : 0120-968-783
(平日10時～16時)

(公社) ぎふ犯罪被害者支援センター

お住まいの市町村にも
相談窓口があります。



【犯罪被害者等支援施策・リーフレットに関するお問い合わせ先】

岐阜県 環境生活部 県民生活課
TEL : 058-272-1111(内線2391) FAX : 058-278-2889
URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56525.html>



とどけよう やさしいところ おもいやり 11月25日～12月1日は、犯罪被害者週間です。

岐阜県犯罪被害者等支援計画について

この計画は、犯罪被害者やその家族が受けた被害の一日も早い回復や軽減と生活の再建を図ること、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目的として制定し、令和3年4月に施行した「岐阜県犯罪被害者等支援条例」に基づき、基本方針や具体的な施策を定めたものです。

計画の概要

- 基本目標 社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、犯罪被害者等が安全に安心して暮らせる地域づくりを進める
- 計画の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

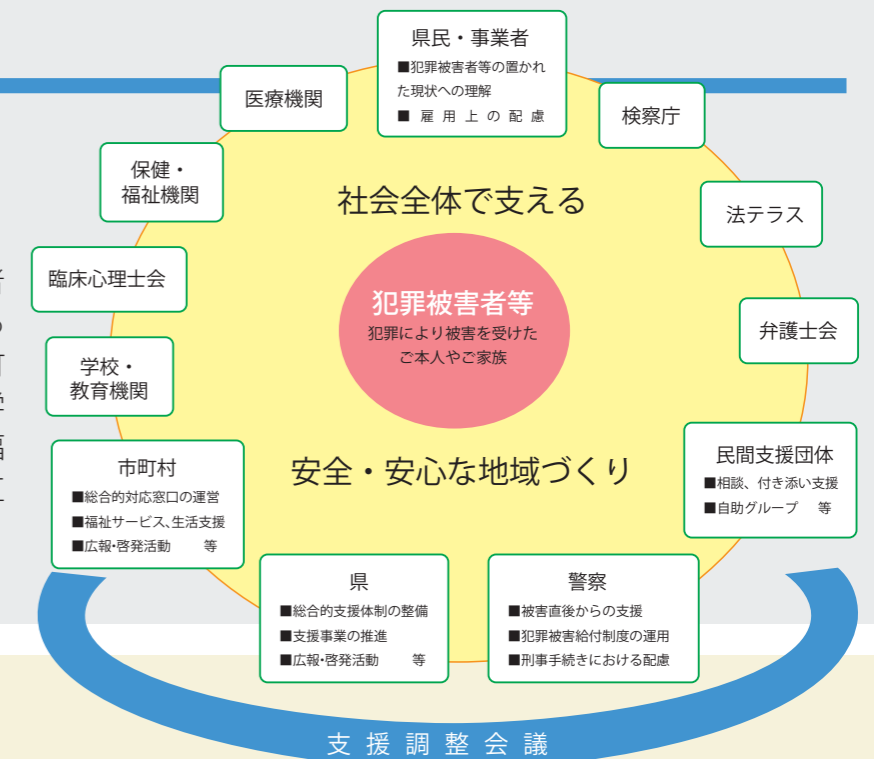
主な施策

条例及び国が策定した「犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、3つの方向性と6つの重点課題を設定し、支援のための施策を推進します。



推進体制

計画の推進にあたっては、犯罪被害者等の置かれた状況や環境が多岐にわたるため、県、警察、早期援助団体、市町村、弁護士会、法テラス、検察庁、学校・教育機関、臨床心理士会、保健・福祉機関、医療機関等の関係機関が、相互に連携・協力を図りながら計画に基づく取組みを推進します。



途切れない支援を実現する体制の整備

1 支援等のための体制整備への取組み

- 支援調整会議の設置
犯罪被害者等のニーズに応じた具体的な支援を、県、警察、早期援助団体、市町村と一緒に検討し、作成した個別支援計画をもとに途切れない支援に繋がります。
- 犯罪被害者等支援コーディネーターの設置
犯罪被害者等のニーズを適切、的確に把握し、必要な支援に繋がるとともに、誰もが身近な市町村で安心して相談が受けられるよう市町村窓口の支援を行います。
- 各種相談窓口の運営
犯罪、性犯罪、子ども、障がい者、高齢者、女性、ストーカー等、各分野の相談窓口において、犯罪被害者等に寄り添った対応に努め、各種助言や情報の提供を行います。
- 法律相談に関する支援
犯罪被害者等が直面する法律問題に精通した弁護士による無料法律相談を行います。



犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供

2 損害の回復や経済的支援等の取組み

- 経済的支援制度の整備
転居費用や再提訴費用の助成など、犯罪により発生する経済的問題を解消する支援制度の整備に努めます。
- 各種経済的支援制度の適正な運用
犯罪被害者等が、就学・修学、ひとり親家庭、性暴力被害者、障がい者、生活困窮者等のための各種経済的支援制度を確実に利用できるよう情報提供を行うとともに、適正に運用します。
- 安定した住居の確保
犯罪等により従前の住居に住み続けることが困難になった場合に、県営住宅への優先的入居等の支援を行います。
- 就労に対する支援
求職者に対して就労相談や必要な情報提供を行うとともに、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者等に対する個別の支援制度を適正に運用します。
- 事業者に対する広報啓発
職場での安易な励ましや、心ない言葉かけなどの二次的被害を起ささないため、事業者への広報啓発を行います。

3 精神的・身体的被害の回復や防止へ向けた取組み

- 早期援助団体による付き添い支援
犯罪被害者等や性暴力被害者の心の負担を軽減するために、支援員が病院や検察庁等へ付き添うなど寄り添い支援を行います。
- 犯罪被害者等支援ノートの作成・配布
被害直後の犯罪被害者等が、現状を整理し適切な支援を求めるために必要な情報を掲載した冊子を作成・配布します。
- 心のケアに対する支援
心に傷を負った犯罪被害者等の心理に精通した臨床心理士による無料カウンセリングを行います。
- 再被害の防止、保護対策の推進
同じ加害者からの再被害や緊急的に保護が必要な被害者等に対して、一時退避場所の確保や被害防止機材の貸与等、関係機関の連携を緊密にして対応します。

4 刑事手続への関与拡充への取組み

- 被害者の手引等の作成
刑事手続の流れや犯罪被害者等への各種支援制度をまとめた手引を作成し、配布します。



犯罪被害者等を支える社会の形成

5 県民の理解と協力を得るための取組み

- 広報啓発活動の充実
各種媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた現状や支援の重要性に関する広報啓発活動を行います。
- 学校における犯罪の未然防止の取組みの推進
命の大切さを学ぶ教室、いじめの未然防止、情報モラル教育等により、児童生徒を、加害者にも被害者にもさせない取組みを推進します。

6 犯罪被害者等を支援する団体の支援や人材育成への取組み

- 犯罪被害者等支援人材研修の実施
犯罪被害者等が置かれた現状や支援の重要性に関する県民向けの研修や広報啓発活動を行います。

